

渋谷区文化総合センター大和田 区民学習センター利用ガイドライン

令和2年6月8日から当施設が施設利用ガイドライン制定の元再開をしておりますが、催物の開催については、現状の感染状況等に鑑み、11月末日まで収容率および人数上限の緩和が図られることとなりました。

本ガイドラインは、国・東京都の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本事項を示したものです。このガイドラインをご理解いただいた上で以下の条件を満たすご利用につきましては、収容人数を通常の定員に緩和することとします。収容人数緩和に対する目安は下記リンク②を必ず参照してください。

※本ガイドラインは、政府要請、新型コロナウイルスの感染状況により変更の可能性があります。

※東京都及び公益社団法人全国公立文化施設協会の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに準拠します。

①劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版（公益社団法人全国公立文化施設協会）

https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/0918covid_19.pdf

②11月末日までの催物の開催制限等について（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf

1. 定員数

《学習室》

施設名	定員数		机台数 (台)	利用制限
	10/6~11月 末まで	12月以降		
学習室1	72人	25人	24台	換気時の音出しは控えてください。 (3密にならないよう注意)
学習室2	30人	11人	10台	
学習室4	12人	6人	4台	
学習室5	10人 (変更なし)	10人	調理台5台 試食台2台	
学習室6	24人	8人	4台	
学習室7	18人	7人	6台	

学習室5（調理室）利用の場合のガイドライン

- ・利用前に手洗いと手指の消毒をし、調理器具や食器類は洗浄した上で使用してください
- ・飛沫感染・接触感染を防止するために十分な間隔を確保してください（最低1m以上の間隔）
- ・調理中はフードファンを使用し、窓を開けるなど適宜換気を行ってください
- ・食事中以外はマスクを着用してください
- ・利用後はテーブルなどを消毒し、使用した調理器具や食器類は必ず洗浄・乾燥させてください
- ・席は密着しないように適度なスペースを空けてください
- ・会話は控えめにしてください
- ・回し飲みはや大皿は避けて、料理は個々にしてください

《展示ギャラリー》

施設名	定員数	机台数	利用制限	通常定員
展示 ギャラリー	20人程度	—	同一時間帯に20人を超えないよう、 入場制限を設けてください。	特になし

《多目的アリーナ》

施設名	定員数		机台数	利用制限
	10/6～11月 末まで	12月以降		
多目的 アリーナ	100人	50人	4台	密着する競技・行為はご遠慮ください。 当面、ヨガマットの貸出は行いません。

ダンス利用の場合のガイドライン

- ・定員を厳守してください。
- ・特定の個人、または固定のカップルでの利用としてください。
- ・通常行動を共にしているダンススポーツ固定カップルは、感染防止の観点では1人格とみなせるため、人単位、若しくはカップル単位での距離は確保してください。
- ・完全予約制としてください。(参加者の入退時間、氏名、連絡先は必ず把握してください)
- ・受付での飛沫防止対策をお願いします。
- ・更衣室は密集しないよう、時間をずらして利用してください。
- ・酸欠・熱中症に注意しつつ、なるべくマスク及びフェイスシールド着用をお願いします。
(公益財団法人日本ダンススポーツ連盟の指針に準拠)

ご利用時の注意事項(学習室、展示ギャラリー、多目的アリーナ)

- ・3密を避け、常時換気に努めてください。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的実施してください。
- ・施設の定員数を踏まえ、利用者が密にならない様に入場制限等を実施してください。
- ・貸出時に消毒用品をお渡しします。利用前に参加者様の検温の徹底、利用後に机やイスなど、使用した備品の消毒のご協力をお願いします。消毒時間も含めて利用時間内にご返却をお願いします。

2. 申請手続きについて

12月以降の新規お申込みについては制限緩和が継続されるのか未定となりますため、制限がある状態を考慮したうえでのお申し込みをお願いいたします。

①《利用取り消しによるご利用料金の還付について》

12月以降に制限緩和が行われない場合の取消は**規定通りの還付率**となります。

②《学習室、多目的アリーナの利用回数の変更》

- ・再開後から当面の間、月8日のお申込みが可能でしたが、引き続き令和3年3月分まで8回のお申込みができます。

③《変更手続き》

- ・定員数変更に伴う施設の変更は、差額全額頂戴します。
- ・既に変更済の施設（付帯含む）も、変更可能です（1回のみ）。
- ・当面の間、変更先利用日当日の変更申請も可能です。変更前の使用承認書を忘れずにお持ちください。

④《取消手続き》

- ・取消申請は当面の間、郵送でも手続き可能です。次の3点をホール事務室にお送りください。

①施設利用取消届 兼 利用料還付申請書

（新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由とする申請のみ）

②還付金請求書兼口座振替依頼書

③使用承認書

⑤その他諸注意事項

- ・ソーシャルディスタンス維持のため、窓口でのお手続き人数を制限する場合がございます。お時間に余裕を持って、手続きにお越しくください。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、筆記用具をご持参ください。
- ・窓口お手続きの際は、代表者様もしくは担当者様のみ、最少人数でお越しくください。
- ・本利用ガイドラインに定めなき事項は「利用のご案内」の通りとします。

3. 利用日前後・当日における対策

【利用日前の対策】

(1) 周知・広報

感染予防のため、来場者に対し、以下について事前に周知をしてください。

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・社会的距離の確保の徹底
- ・下記症状に該当する者の来場禁止

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

【利用当日の対策】

(1) 来場者の入場時の対応

①以下の場合の、関係者および来場者の入場制限等の対応

- ・発熱があり、検温の結果 37.5℃以上の発熱があった場合
- ・咳・咽頭痛など、「利用日前の対策」の来場禁止に該当する症状がある場合
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- ・過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴および当該在住者との濃厚接触がある場合等

②入室（来館）方法による感染予防対策

- ・**マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**
- ・余裕を持った入室・入場時間等の計画および設定
※券種やゾーン、名簿ごとの時間差での入場、入室・入場時間の前倒し等をご検討ください。
- ・施設入口に消毒液を設置し、手指消毒の徹底
- ・入室・入場時の行列は、最低1m（できれば2mが目安）の間隔を空けた整列と案内の実施
- ・配布物（資料・アンケート等）の手渡し配布を極力回避

(2) 展示物の取り扱い

対応は取扱事業者および関係者にも同様の取り組みを要請してください。

- ・対面の対応時は、アクリル板やビニールカーテン等により購買者との間を遮蔽
- ・スタッフのマスクの着用と、手指消毒の徹底、ユニフォーム等のこまめな洗濯
- ・行列が発生する場合は、最低1m（できれば2mが目安）の間隔を空けた整列と案内の実施
- ・多くの者が触れる、展示品、サンプル品・見本品の取り扱い禁止
- ・受付や資料配布等の際は、マスクや手袋を着用

(3) 利用施設内の感染防止策

接触感染や飛沫感染を防止するため、複合的な予防措置を講じてください。

- ・ 消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等
- ・ 感染予防措置がとれる座席の配置対策
 - ※指定席または利用できる座席の指定等
 - ※最前席は講演者等から距離を確保、席の前後左右を空けた配置、同等の効果を有する措置
- ・ 利用中の来場者同士の接触を控えていただく案内の実施
- ・ 場内における会話を控えていただく案内の実施
- ・ 余裕を持った休憩時間の設定などによる混雑緩和の対策
 - ※トイレなどの混雑の緩和に努めてください。

(4) 利用関係者の感染防止策

- ・ 運営に必要な最小限度の人数による利用
- ・ 来場者と同条件の来館制限等の対応
 - ※上記「(1)来場者の入場時の対応①関係者および来場者の入場制限」と同条件
- ・ 主催者による、従事者の緊急連絡先や勤務状況の把握
- ・ 原則としてマスク着用、参加者間の間隔確保の依頼
- ・ 来場者の手指消毒の徹底
- ・ 備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者との共有の制限

(5) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・ 速やかに別室へ隔離
- ・ 対応スタッフは、マスクや手袋の着用を徹底
- ・ 速やかに医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける

(6) 来場者の退場時の対応

- ・ 余裕を持った退場時間等の計画および設定
 - ※ゾーン、名簿ごとの時間差での退場、退室・終了時間の前倒し等をご検討ください。
- ・ 出待ちや面会等は控えるような案内の実施

(7) その他・利用後の対策

- ・ 利用ごとに、可能な範囲で来場者の把握と、名簿の作成と保存（氏名・緊急連絡先）
 - ・ 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関への協力および情報提供
- ※個人情報保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずるようにしてください。

事前予約時又は入場時に連絡先を確実に把握することや、接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスのダウンロード促進等の具体的措置を講じること

（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）

以上